

製造工場等における検査の方法に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編, D 編, H 編及び M 編
冷蔵設備規則
揚貨設備規則
潜水装置規則
機関予防保全設備規則
高速船規則
強化プラスチック船規則
鋼船規則検査要領 B 編, D 編, GF 編, H 編, K 編, L 編, M 編及び N 編
冷蔵設備規則検査要領
揚貨設備規則検査要領
潜水装置規則検査要領
船橋設備規則検査要領
機関予防保全設備規則検査要領
荷役集中監視制御設備規則検査要領
高速船規則検査要領
強化プラスチック船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正理由

本会規則では、情報通信技術の進展に鑑み、臨時検査及び新造時の艀装品の検査において検査員が遠隔で確認する等の場合には、現場で得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法も適用できる旨規定している。

この規定を、材料、機関部品及び各種設備等に対する製造工場等における検査においても当該規定を適用できるように、関連規定を改めた。

改正内容

材料、機関部品、各種設備等の製造工場等における検査において、現場で得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法を認める場合がある旨新たに規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.4, 10.2.3, 11.2.3, 12.2.3, 14.2.3, 15.2.3
鋼船規則 D 編 1.4.1
鋼船規則 H 編 1.2.1
鋼船規則 M 編 1.2.1
冷蔵設備規則 6.1.1, 6.1.2
揚貨設備規則 2.3.2
潜水装置規則 2.2.1
機関予防保全設備規則 2.2.2
高速船規則 2 編 2.1.4

強化プラスチック船規則 2.2.4

鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.4, B10, B11.2, B12.2.3, B14, B15.2.3

鋼船規則検査要領 D 編 D1.4.1

鋼船規則検査要領 GF 編 附属書 1 中 1.3, 附属書 2 中 4.2, 附属書 3 中 4.2.2, 附属書 4 中 4.2.2

鋼船規則検査要領 H 編 H1.2.1

鋼船規則検査要領 K 編 K1.4.1

鋼船規則検査要領 L 編 L1.4.1

鋼船規則検査要領 M 編 M1.2

鋼船規則検査要領 N 編 附属書 1 中 1.3, 附属書 2 中 4.2, 附属書 3 中 5.2.2, 附属書 4 中 5.2.2

冷蔵設備規則検査要領 6.1

揚貨設備規則検査要領 2.3.2

潜水装置規則検査要領 2.2

船橋設備規則検査要領 2.2.2

機関予防保全設備規則検査要領 2.2.2

荷役集中監視制御設備規則検査要領 2.2.2

高速船規則検査要領 2 編 2.1.4, 2.5.1

強化プラスチック船規則検査要領 2.2.4

船用材料・機器等の承認及び認定要領 総則 1.1